

## ① 制度の概要

京都府内の一定規模以上の建築物（延床面積300m<sup>2</sup>以上）を新增築する際に義務付けられている、再生可能エネルギー導入基準を1kW以上超過して太陽光発電設備を導入する費用を支援します。また、既存の建築物へ設備を導入する場合も対象となります。地球温暖化対策の推進を目的とした地域独自の環境施策です。

本補助金は、自家消費を主な要件とし、発電した電力の50%以上を自家消費することが求められます（条件付きで30%以上の自家消費かつ府内需要家消費で要件緩和あり）。FIT・FIP制度の認定を取得しないことが必須条件です。

## ② 支援内容

### □ 太陽光発電設備（上乗せ分）

再エネ導入義務基準量を超過した分の設置費用を支援。

上限額：900万円

補助額：5万円/kWまたは基準量超過分の費用の低い額

### □ 蓄電池（附帯設備）

本補助金で導入する太陽光発電設備に附帯する蓄電池の導入費用を支援。

上限額：100万円

補助率：1/3以内

※災害時に地域に電力を提供する場合は上限200万円に引き上げられます。

## ③ 対象となる経費と要件

### 【太陽光発電設備】

- 設備の設置費用（工事費含む）。
- FIT・FIP制度の認定を取得しないこと。
- 発電した電力の50%以上を自家消費すること。

### 【蓄電池】

- 太陽光発電設備（本補助金導入分）の附帯設備であること。
- 導入価格に目安価格（家庭用12.5万円/kWh、事業用11.9万円/kWh）以下となるよう努めること。

## ④ 対象者

- 京都府内の事業所等に太陽光発電設備を導入する民間事業者（PPA・リース事業者を含む）。
- 既存建築物への設置も含めて対象。
- 京都市内の事業所は京都市独自の補助金が優先される。

## ⑤ 採択率向上のポイント

- 自家消費率50%以上の達成根拠と具体的な計画を明示。
- 義務基準を超過する発電出力の必要性・経済性を明確に説明。
- 蓄電池を導入する場合、災害時の地域貢献を盛り込み付加価値向上。
- 実績報告・完了期限（原則R8.2.27）までに完了できる工程表を提示。
- 既存建築物への設置は、改修やBCPへの貢献を強調する。

## ⑥ 戰略的分析

### 【地域脱炭素への貢献】

- 京都府の条例に基づく再エネ導入義務を上回る積極性をアピール。
- CO<sub>2</sub>排出量削減目標に対し、事業者が果たす役割を具体的に記述。
- 地域貢献の観点から、府内需要家への電力供給も有効な戦略となる。

### 【費用対効果の最大化】

- 自家消費が主となるため、電気料金削減効果を試算し費用対効果を強調。
- 蓄電池導入は、停電時対策（BCP）としてのメリットも併せて訴求。
- 本制度は京都市外の事業所にとって必須の設備投資支援策である。
- 基準量超過分のkW数に対し補助単価が適用されるため、費用を最適化する。

## ⑦ 想定される再生可能エネルギー導入分野



太陽光発電と蓄電池導入の想定分野（自家消費の観点より）  
自家消費率向上と電力コスト削減への貢献度が高い傾向にある。

## ⑧ 活動事例と分野

| 活動分野  | 代表的な取組例                         |
|-------|---------------------------------|
| 製造業   | 工場や倉庫の屋根へ太陽光を設置し、日中の生産ラインで自家消費。 |
| 流通・小売 | 物流施設・店舗に設置、蓄電池でピークカットとBCP対策を両立。 |
| 医療・福祉 | 病院・介護施設に導入し、自家消費と非常用電源確保を強化。    |
| 商業施設  | 商業ビルへ導入、余剰電力をテナントへ供給し地域貢献も実現。   |

## ⑨ 専門家活用のススメ

- 中小企業診断士：事業計画書における経済性・必要性・事業化の裏付けを強化。
- 行政書士：府への申請手続き代行、必要書類の不備を徹底排除する。
- 技術コンサルタント：自家消費率の算出、最適な設備規模の設計と導入支援。

## ⑩ 必要書類とチェックポイント

| 提出書類    | チェックポイント                                                                                                                                           |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交付申請書一式 | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 自家消費率50%以上の達成を証明する書類を添付。</li><li>□ 再エネ導入義務の基準量と超過分を明確に算出。</li><li>□ 府税の納税証明書、事業所の概要等も必要。</li></ul>         |
| 事業計画書   | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 導入設備の詳細仕様（メーカー、型番、発電出力等）を記載。</li><li>□ 資金計画、年間スケジュール、事業効果を明確化。</li><li>□ 工事請負契約書・見積書等の費用積算根拠を添付。</li></ul> |
| 誓約書     | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 暴力団排除に関する事項を誓約する。</li><li>□ FIT・FIP制度の認定を取得しないことを誓約する。</li></ul>                                           |
| その他     | <ul style="list-style-type: none"><li>□ PPA・リース事業者は契約書等の写しを添付。</li><li>□ 京都市内の事業所でないことを確認。</li></ul>                                               |

## ⑪ 申請スケジュール

### ● 事前準備期間

- ・GビズIDの取得（電子申請に必要な場合）
- ・専門家への相談、見積書の取得と計画策定。

### ● 公募期間（受付期間）

2025年5月7日～2026年1月30日

- ・予算額に達した時点で公募終了となる可能性あり。

### ● 審査期間

申請受付後、随時審査（目安：数週間～1ヶ月程度）

### ● 採択結果通知

- 審査後、速やかに通知
- ・採択と同時に交付決定ではない点に注意。

### ● 事業実施期間・完了

原則、2026年2月27日(金)までに補助事業が完了

- ・完了後、実績報告を経て清算払い（後払い）となる。

## ⑫ 問い合わせ

|        |                                                                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度詳細   | 詳細な手続きや公募要項は必ず制度詳細ページをご確認ください。<br><a href="https://www.pref.kyoto.jp/energy/uwanose/uwanose.html">https://www.pref.kyoto.jp/energy/uwanose/uwanose.html</a> |
| お問い合わせ | 京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課<br>京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町<br>電話番号：075-414-4708<br>※お問い合わせは制度詳細ページよりお願いいたします。                                                                 |